事業計画（宮城県多賀城市）

１．河川対策

【県・市町村管理区間】

①　２級水系砂押川水系※1の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、６箇所※2で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い４箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成２３年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った３箇所で着手。

なお、多賀城市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

②　平成２４年度に、新たに３箇所で本復旧に着手予定（累計全６箇所）。

また、平成２４年度内に５箇所で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね５年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

③　震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成２３年４月２１日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

③　平成２３年度における成果

・全箇所（６箇所）で災害査定を完了

・３箇所で本復旧に着手

④　平成２４年度の成果目標

・新たに、３箇所で本復旧に着手予定（累計全６箇所）。

・本復旧の完了予定は、以下の通り

平成２４年度末まで　　：５箇所

※１　位置図を参照

※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　多賀城市

図面：宮城県提供

多賀城市

【県管理河川】

1水系 3河川 18箇所

（二）砂押川水系　　3河川　18箇所

河川一覧表

河川海岸総括表

凡例

２．農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 100ha の農地及び農業用施設に甚大な被害を受けたところ。

② 農地等の復旧

平成 23 年度に復旧を概ね完了した。

- ○ 平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地　約 30ha（高崎地区等）
- ○ 平成 24 年度から営農が可能な農地　約 70ha

３．復興住宅（災害公営住宅）

①　地区名：桜木

②　平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③　平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

４．復興まちづくり

（１）学校施設等

①　幼稚園・小中高等学校等

（ｉ）公立学校

＜多賀城市立学校施設＞

東日本大震災により被災した多賀城市立小・中学校施設の 11 施設（小学校６校・中学校４校・学校給食センター１施設）は、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請し、次のとおり早期復旧を目指す。

○　復旧工事に係る入札を本年度５月中に行い、学校の夏季休暇の開始に合わせ着工の予定。

○　各施設とも、比較的軽微な被害に留まる 10 施設（小・中学校 10 校）及び津波被害を受けた１施設（学校給食センター）については、平成 25 年３月までの復旧完了を目標とする。

＜県立学校＞

多賀城市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した１校については、平成 24 年度内に復旧完了の予定。

（ⅱ）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち，私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した８校については，比較的軽微な被害にとどまり，平成２３年度内に全て復旧完了した。

②　大学等

（ｉ）私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請のあった１校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

比較的軽微な被害に留まる１校については、平成２３年度内に事業着手し、平成２４年度内の復旧完了を目標とする。

③　公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜多賀城市立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した多賀城市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に４施設が申請済み。なお、申請予定の２施設については、以下のとおり早期復旧を目指す。

○　平成 23 年度中に事業着手した２施設のうち、１施設は平成 23 年度末をもって復

旧完了、もう１施設は平成 24 年度内の復旧完了を目標とする

○　上記のほか４施設は、平成 24 年度内の事業着手及び復旧完了を目標とする。

＜県立社会教育施設＞

多賀城市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の１施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

○　甚大な被害を受けた東北歴史博物館については、平成 23 年度に事業着手、平成 24 年 12 月末までの復旧完了を目標とする。

５．土砂災害対策

①　平成２３年８月末までに、市内約 30 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、１箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

②　最大震度５強を観測した多賀城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成２３年４月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

６．災害廃棄物の処理

①　東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（550 千トン）の災害廃棄物が発生。

②　現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年６月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年７月までを目途に完了させる。なお、平成 24 年 4 月２日現在、全ての災害廃棄物の 66%の仮置場への移動を完了している。

③　損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、鉄筋コンクリート造の建物の解体に時間を要するため、平成 24 年５月までを目途に完了させる。
　損壊した公物の解体については、解体の設計に時間を要しており、平成 24 年９月を目途に完了させる。

④　また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年３月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表（宮城県多賀城市）

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 河川対策																	
（県・市町村管理区間）	応急対策	施工準備（堤防設計等）					本復旧（河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。）										
	← → 出水期				← → 出水期				← → 出水期				← → 出水期				
	（※）避難判断水位等を引き下げて運用																
2. 下水道対策	※宮城県流域下水道（仙塩浄化センター）に記載																
3. 農地・農業用施設																	
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地（高崎地区）	畦畔復旧、除塩	営農再開															
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	がれきの撤去	除塩、用排水施設の機能確保等	営農再開														
（注）本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。																	
4. 復興住宅（災害公営住宅等）	住宅復興計画の策定	具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開															

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 復興まちづくり																	
（1）学校施設等																	
幼稚園・小中高等学校等																	
＜市立学校＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧		校舎等の本格復旧															
甚大な被害を受けた学校の復旧		施設の本格復旧															
＜県立学校＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
＜私立学校＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
大学等																	
＜私立学校＞																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設（公立体育施設・公立文化施設を含む）																	
＜市立社会教育施設＞																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																
甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧	施設の本格復旧																

H23
H24
H25
H26
H27以降
4月
7月
10月
1月
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧
施設の本格復旧
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧
施設の本格復旧
6. 土砂災害対策
土砂災害危険箇所の点検等
（※）土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用
7. 災害廃棄物の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）
（その他の災害廃棄物）
（中間処理・最終処分）
（木くず、コンクリートくずの再生利用）